

# 関釜裁判ニュース

1999年6月27日発行

第28号

釜山「従軍慰安婦」  
女子勤労挺身隊  
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う  
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年  
十一月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市  
などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊  
の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の国  
会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求め  
て、国を相手に提起した裁判である。

## 真相究明法の成立、 延長国会がヤマ場に

花房 俊雄

会期末を六月十七日に迎えた今国会は八  
月十三日まで延長することが正式に決まり  
ました。約五七日間もの大幅会期延長です。  
真相究明法＝国立国会図書館法一部改正法  
案は七月初めにも衆議院に議員立法として  
提出され、議院運営委員会での検討に入り  
ます。この委員会で法案がどのように扱わ  
れ、検討されるかが、同法案成立の成否を  
決します。延長国会が真相究明法案成立の  
正念場となつて来ました。

同法案を巡る動きを追うと、五月二十日  
「恒久平和のために真相究明法の成立を目  
指す議員連盟」の鳩山由紀夫代表、田中甲

幹事長らと自民党のタカ派議員たちの集ま  
りである「日本の前途と歴史教育を考える  
若手議員の会」のメンバーとの会合がもた  
れ、法案への理解を求めました。「若手議員  
の会」からは「日本人の被害は?」「自虐的  
なこと」「賠償問題が再燃する」などの意見  
が出されて議論が白熱し、当初三十分の会  
談予定が一時間半に及んだということです。  
このような経過をへて六月十一日に開か  
れた恒久平和議連総会では、法案の調査目  
的の「今次の大戦及びこれに先立つ今世紀  
の一定の時期における我が国の関与により  
もたらされた惨禍の実態を明らかにする」

◆7月25日(日) 午後4時～5時◆

福岡市・天神岩田屋前での  
街頭宣伝・街頭署名に参加を呼びかけます！

から自民党に配慮して「我が国の関与…」の一節が削られ、一方調査権限は従来より強化された内容の法案が了承されました。国立国会図書館内に三十人規模の恒久平和調査局を設けて「従軍慰安婦」・強制連行などの被害と戦後処理の実態の調査に当たるというものです。

この日の総会では公明党議員より「恩給欠格者やシベリア抑留引揚者、原爆被爆者など被害救済が十分でない日本人の実態調査もすべきだ」との意見が出され調査する項目が追加されることになりました。(六月十二日付け朝日新聞より)

今後の法案成立に向けての段取りは、各党での法案の検討・承認の有無を経て、法案の衆議院提出、議院運営委員会での審議・採択、本国会での採択と進む。ここまでたどり着けば参議院での成立は間違いないでしよう。

この過程で最大の難関は自民党の賛成を取り付けることができるかどうかです。政府・自民党は戦時下のアジアの戦争被害に関する資料、とりわけ国際法に違反する加害行為と天皇や皇族の戦争責任に関する資料の非公開と隠蔽に終始してきました。ま

た真相究明が戦後補償につながることを恐れて同法案には基本的に反対です。ただうではありませんか。そして八月二十四日の声明で過去の植民地支配と侵略の反省、次世代への歴史教育を謳った手前、あからさまな反対はできず、今後ともいろいろ難癖をつけて同法案の骨抜きや、不成立に動くでしょう。こうした自民党の動きを封じて、法案への賛成もしくは「反対の党議拘束」をしないで自由投票に持ち込むには、同法案を支持する世論の形成が急務です。百万署名の達成、地元出身国會議員（とりわけ与党議員）への要請行動、マスコミへの働きかけ等を急がねばなりません。

関釜裁判を支援する会は、五月二二日に「真相究明法の成立を！広島集会」の実現や九州各县の市民団体への同法案成立に向けての地元での取り組み要請を繰り返してきました。また福岡において、さる六月十五日に二十名近くの市民が集まって実行委員会を結成し、二七日の西鉄・福岡駅前の街頭署名で市民とマスコミに大々的に訴えました。

のない取り組みで、巡り来たチャンスの後ろ髪をしつかりと掴み、手元に引き寄せようではありませんか。そして八月二十四日の第三回口頭弁論に来日する原告たちに希望のもてる報告をしたいものです。

次回の街頭署名は七月二十五日（日）、午後四時から同じく西鉄福岡駅前で行います。会員の皆様の参加を呼びかけます。また同封した署名用紙を使って回りの人達に働きかけてください。



関釜裁判控訴審 第二回口頭弁論報告

山下英一

爽やかな緑の風が季節を運んでくる五月一日、広島高裁で朴うじさんと李メヨさんを迎えて、第二回口頭弁論が開かれた。画期的な下判決を絶やすまいと、各地から多くの支援者が駆けつけ、九〇名で抽選が行われ四六名の傍聴者と記者席で、三〇四号法廷は埋め尽くされた。原告側弁護士は福岡から山本晴太、山崎吉男、李博盛、大阪から松本康之、島根から水野綾子さんの五名。

広島高裁は傍聴できない人も廊下で待機しながら、声を聞くことが出来ないが、法廷の前後に二つ設けられた扉の小さなガラス窓から、裁判の様子を見ることができるようになっている。特に裁判官の近くのガラス窓からは、手を取るように裁判官の顔を伺い取ることができた。

一三時三〇分きつかり、公判は開始された。いつものことであるが裁判長の小さな声の喋り方は、どうにかならないのだろうか。何を言つてゐるのかほとんど聞き取れないものである。あえて聞き取れないようにしていることが、権威の象徴だとするならば問題である。

まず、山本晴太弁護士から準備書面を提出した事が報告された後、いよいよ朴うじさんの意見陳述が行われた。朴うじさんは最初に裁判官に向かつて、証言できることに感謝の気持ちを伝え、挺身隊としての苦しいきつい労働の実態と、今でも精神的な傷が癒えてないこと、そして、今なお肉体的な苦痛に悩まされ続けている実態を切々と訴えられた。

自分の想いを伝え、じつと下を見つめていた朴うじさんは、改めて当時の辛く苦しい幼い日々を思い返したのだろう。今にも泣き出したい気持ちを必死に堪えて、とつとつと語りかけた証言は、裁判官の人としての心を揺り動かしたに違いないと思う。続いて山本弁護士は、五月一九日付けで提出した準備書面について説明し、下判決後の国際的な情報として、韓国・北朝鮮・フィリピン議会・マクドゥーガル報告・ILO勧告などを紹介し、各国で非常に高い関心が寄せられていることを、強く主張した。このことは国際世論

る時に、突然裁判長から「進行について協議をしたい」との発言があり、一瞬緊張が走ったが別に何もなく、次回は八月二四日十二時三〇分に公判が行われることを確認して、十四時一〇分に閉廷した。

今回の公判には釜山に住むハルモニ達に日常的に連絡をとつてもらっている、姜蓮淑（カンヨンスク）さんが通訳をされて、素晴らしい活躍をされた。特に、下判決で訴えを退けられてしまつた女子勤労挺身隊ハルモニ達の気持ちは、ややもすると氣落ちして、広島高裁に来る、ことにも足取りが重くなってしまいがちだが、姜蓮淑さんが頻繁に連絡を取り合ひ、励まして、心られたことが、大きな力となつていることを特筆すべきだと思う。

山本弁護士は、裁判所は急いでいるように感じられる語っていた。このことが今後の裁判の進行に、どのような影響を及ぼしていくか、注意深く見守つて行かなくてはならない。

緑の五月から、次回は灼熱の太陽が照り注ぐ八月である。四季折々の中、裁判は直ぐさま過ぎ去つてしまう。一つひとつ公判を大切にして、ハルモニ達と支援者の心をひとつにしてたたかい続けよう。

## 「関釜裁判」控訴審 第二回口頭弁論

(一九九九年五月二一日)

### 朴 さ し さん 意 見 陳 述 要 旨

私は十三歳の時女子勤労挺身隊員になつた朴さひと申します。

その当時国民学校の五年生で、担任の先生から「勤労挺身隊として日本に行けば、勉強も出来るし、生け花も出来るから、どうせ行くなら早く行きなさい」と言われました。そして、日本に来てみましたが、仕事は飛行機の部品を削ることでした。毎日七千八千個を削らなければならず、残業をする毎日でした。毎日ひもじさとつらさに悩まされながら、又親と兄弟が恋しくて気が狂いそうでした。手に怪我をして手術を二回受けたり、空襲があまりにも恐ろしくて神経衰弱になつてしましました。

誰よりも愛国心が強くて、勉強もたくさんしたいという希望はありましたが体はだんだん衰弱し、幼い私は気が狂いそうでした。

す。五十年経つても何の連絡もなく、私の親は私の病気の治療の為に財産を私一人の為に使い果たしてしまった。私の家は没落してしまいました。又私の友人も精神病に悩まされています。

韓国では勤労挺身隊を慰安婦と間違えてしまい、あまりにも悔しいです。何も知らない幼い女の子を、十三歳の女の子を連れていってしまい、気が狂いそうになりました。今でも一日でも睡眠薬を飲まなければ眠れません。当時日本の学生はみんな給料をもらい、家から弁当を持ってきていますが、私は給料をもらっていないません。

私たち大日本帝国の臣民と思って、「どうしても戦争に勝たなければならぬ」と考えて働いていました。日本が戦争に負けても「解放」の意味も分かりませんでした。富山の不二越という会社は残っていました。すると薬なしでは眠れません。私は残されている私の人生を一生かけて、賃金の賠償をすべきだと思います。

私は見かけは元気見えますが、夜になると薬なしでは眠れません。私は残されていません。私の人生を一生かけて、賃金の賠償を要求します。



## 真相究明法の成立を！

### 五・一一広島集会報告

三輪淳一

私は個人は感じました。

関釜裁判の下関地方裁判所で、第一審の判決が、昨年の四月に出されました。「法律を新たに作つて、それにそつて被害者に補償せよ。」という国会に対する命令には「近い一部容認の内容を受け、では、国会に働きかけ、立法をなしてゆくにはどうすればいいのか。その立法運動のこれまでの流れと現在の状況さらにこれから展望を、支援する人達皆で認識しようという旨で、この集会は持たれました。

弁護士会館の五階で、裁判の報告集会が終わつた後の、午後二時三〇分、韓国は大使からの「ハルモニとともにする会」メンバーのプンムル演奏から始まりました。その間ぞろぞろと帰り、回りを見回すと、五〇人ほどになっています。傍聴・報告集会・プンムルの演奏と、その後の集会だったの会場全体にさすがに少々疲れた空気を

国会議員の中で、超党派の議員である連盟が作られ、現在、戦争被害調査会法の案作りをしています。「恒久平和議員連盟」といいます。その議連の活動の中心となつている国会議員がいて、田中甲さんといいます。また、東京の市民運動で、「戦争被害調査会法を実現する市民会議」があつて、その事務局で活動している朴在哲（パク・チエヨル）さんがいます。今回の集会では、後者の朴さんに、立法運動の流れについて講演していただきました。

会場の参加者皆で立法運動に取り組もうという意識で話される朴さんの講演は、分かりやすく、現実的です。本気で取り組めば絶対に実現できるという気迫が伝わってきます。最後の支援者からの質問も、実際に自分で立法運動を担っていくにはどうすればいいのかという意識からものが多い。

私は、立法運動の広がりを目の当たりにして、元気のできる集会でした。

## 戦争被害調査会法を 実現する市民会議とは

戦争被害調査会法を実現する市民会議は1997年11月、「従軍慰安婦」、強制連行、旧軍人軍属、人骨問題など戦後補償裁判の支援や、教科書問題に取り組んできた個人により発足しました。発足当初から①戦争被害調査会法制定を求める100万人署名運動②地方議会における「戦争被害調査会設置を求める意見書」採択を進める運動③超党派の国会議員による国会議員懇談会設置に向けた取り組み④「戦争被害調査会法」案の検討と提案を四つの課題に掲げて、運動を進めてきました。

運営委員会の下に事務局があり、また国会担当チーム、法案検討チーム、全国連絡担当チーム、広報の各セクションを設け、それぞれのプロジェクトを進めています。また北海道、東北、北陸、中部、関西、中国、四国、九州、沖縄の各ブロックにそれぞれキーステーションがあります。

現在会員数は約400名。財政は会費やカンパなどでまかなっています。

代表はルボライターの西野瑠美子と、クリスト者の西川重則の両氏。

## 朴在哲さん講演要旨

外国人戦争被害の真相究明法の成立を！

広島集会にて

(五月二一日、広島高裁・弁護士会館)

### ◆立法運動とは

戦後補償運動を進める中で、やはり一番大きかったのは、アジア女性基金・国民基金の問題です。しかし、あれだけ生活の苦しい多くの被害者たちが、受取を拒否した。これだけの戦いを広げて来た被害者たちに、私たちはどうやつて答えることができるのか。これは、やっぱり立法運動をやるべきであろうと。立法運動とは日本国内の戦いだと思います。

今まで、戦後補償問題って国と国との一括処理だった。それを、国民基金では、個人に対してお金を出そうとする。でも、徹底して国のお金は渡さない。つまり、国民基金の最後の一歩、國のお金を被害者に渡さないっていう一步を崩せば、国家補償の実現可能じゃないかと僕らは思っていた。しかし足元をすくわれたのが、「自由主義史観」の登場です。

私は、非常にぼうぜんとしました。九〇

年代に蓄積されてきた戦後補償の営みとは何だったのか。これ、よく分析してみますと、やっぱり戦争被害の問題・戦争責任の問題が、実は常に「一部の例外を除いて、外から提起してきた」という気がするわけです。結局、外圧によって日本政府は何らかの答弁をとろうとしてきたときに、ナル性は、対抗する動きとしてついに出て来た。これが、いわば自由主義史観の登場だつたと思うんです。

立法運動というのは、各国から提起されている問題、求められている戦後補償の問題を日本国内で受け止める基盤をつくる運動だと私は思います。その意味で、これは、はつきり言つて非常に難しい。しかし、一番手応えのある運動でもあります。

立法化運動の舞台は国会です。対象は、

国会議員です。立法運動というのは、ここで出来る。皆さんのが足元から始めることが出来る。

ところで、戦後補償の解決の実現を阻むものは、一体何なのか。これは二つあると思う。一つは、やっぱり「政府間で解決済み」っていう二国間解決条約＝解決済み論という法律論です。もう一つ、そのもつとも奥にあるものが、いわば、この日本の根底を支えている歴史認識。

その認識を支える事実についてほとんどといっていいほど、公的機関による調査がされてない。

例外的に一九九三年に「従軍慰安婦」問題で調査した外政審議室は、総理府にあり、内閣に直結しているわけです。各省庁に「従軍慰安婦問題に関する資料を出せ」と言う

わけです。でも、「無い」といわれた場合に、「あるはずだろう」とは外政審議室はいえない。結局、この程度の調査で慰安婦問題の認識をつくつてしまつた。それで「強制連行を示す資料はなにもない。そんなんで賠償するのはどんでもない。」と主張する人たちが出てくる。要するにこういった政府が全く調査をしない、ほとんどしたがらないということこそが、そういう人たちの跋扈を許している。

例えば今、補償問題に関して、急速に進行しているのが、日本钢管の裁判です。日本钢管は、法廷内和解を決め、この間、四百十万元の支払いを命じました。それから、在日の傷痍軍属の問題。これは大阪で和解勧告がでましたけれども、政府レベルでも、外政審議室が何らかの措置を検討しているようです。これら、動いた二つの特徴っていうのがあるんですね。事実関係は、はつきりしている。ないしは、企業側が、事実



朴在哲さん

関係は認めている。その上で、補償するかしないかという問題がある。歴史の事実を調査しようと、これについて真正面から反対できる人はいない。そこで、今、恒久平和議連つていうのができあがりまして、法案検討を進められている。この現状として若干報告します。

#### ◆国会議員連盟について

戦後処理の問題、これに関して一一〇人を越える自民党から共産党まで含めた国

で真正面から反対できる人はいない。そこで、今、恒久平和議連つていうのができあがりまして、法案検討を進められている。この現状として若干報告します。

会議員連盟で今なされているのは、国会図書館の中に恒久平和局をおく法案です。ただ、本当にこの「国会図書館法」で私たちが求めていた調査・真相究明ができるのかと、素直に言いまして非常に疑問があります。様々な問題がまだまだたくさん残っています。私たちの目標としましては、立法問題をやり始めてから何とか国会に提出出来るくらいの人数を集めることだつた。何らかの予算のつくことになると、衆議院

で五一人の国会議員を確保しないといけない。参議院では二一人確保して、それから何とか法案を提出することが出来ると。

今の国会は、六月一七日までですので、議連の方としては、何とか六月の頭の方では提出したいと言つているんです。けれども、衆議院には自由民主党と自由党が連立

議院で提案しようとした場合は過半数になつてますので非常に可能性があるのではなかない。

じつは、私たちが集めてきた署名の紹介

議員と議連の紹介議員はダブつている所もあるんですけど、違う部分もある。現に入つてない人は結構います。議連の中でも紹介していない人もいる。これを合わせると参議院で一一〇くらい。この参議院の過半数が一二六人。ですから、あと一〇数人で参議院の過半数を確保することができます。じゃあどうしてできないのか。

#### ◆ひとりひとりの働きかけを

それは、市民運動が政治勢力になりきれてない。つまり、私たちが積極的に働きかけて永田町に圧力をかけていく・提言を出していく。でないとこの法案を自民党と協議することが、どんどん大事な所を薄められていく可能性がある。ということなんです。で、私たちも、本当に力を持たなくちゃいけない。調査会法を成立させるために、市民運動が政治勢力を持たなくちゃいけない。

じゃあ、私たちに何ができるのか、とい

うことです。お手元に百万人署名にご協力くださいというチラシが配られているとどうしようもない。ただし、これがあの参

思いますが、同時に署名用紙も配られていると思うんですが、この問題に対しても何とかやつていかなくちやいけないとばかり考へている議員さんが決して少なくはない。

ただし、私たちは、真相究明を求めるようといったかたちですすめていくうえで、自由主義史観、新しい歴史教科書をつくる会とか、彼らの気勢を制するような運動をやつていかなくちやいけない。あのひとたちでもなかなか正面きつては反対できない、真相究明せよ、といった運動というわけで、それにはとりあえず、歴史の事実をあきらかにせよ、全国キャンペーンみたいなものもあるかと思うんです。

一つは、自治体の議会に働きかけていただきた。きちんとした真相を調査する機関をつくれと、採決するように働きかけていく。これは必ず、どこにお住まいの方でも、自治体、議会というものがありますから、そこにぜひ働きかけていただきたい。

もう一つは、国会議員に対して署名と手紙を送つていただきたい。国会議員は票で生きる。ですから、地元の選挙区の声つていうのは、絶対無視しません。ですから今住んでいるところに誰が選挙区の選出されているのか、そしてそれに対して手紙一本だ

すのでもわりと返事が帰ってきます。それが七千とかいう署名がきたらこれは絶対無視しません。ただし、七千という署名を集められるのは大変なことです。立法運動とは非常に難しいわけです。それぞれ一人一人が動かない駄目だ。で、かつ各地で同時多発的にやらないと法律として成立させることはできない。ただし、やる気になればできる。もちろん、できることからやるべきではない。一番大切なのは、今まで働きかけてきた対象ではないところに働きかけることです。そして、マンションやアパートにお住まいのかたがいたら隣の部屋にチラシを入れるとか。非常にリアリティがある。そういう意味で考えていただければ国会運動立法運動というのは非常に身近である。立法運動といふのは非常に身近である。で、一番難しい。

そういう形で国会から立法運動をやる話になりますけれども、補償運動なり立法運動なり、こういった働きかけが必要になつてくる。六月議会から今度の秋の臨時国会までの五カ月間、全国的に一齊に取り組みを開始しようかなというのが一つの提案。状況的に言うと、やはり一つの正念場が、この秋にくる。議連の方は、毎週木曜定例で、図書館法について提案とか、あるいは上程日程とかを、つめています。おそらく、

何が何でもこの国会には出す。例えば六月の頭に出したとしても延長されたとしても、この国会では非常に難しい。ですから最大のやまばになるのがやはり秋。そこで再度上程されてそこで審議されるとともに法案が通るかどうか。これはやはり、今後の調査会法運動、ありとあらゆる戦後補償関連について行方をうらう。そういうふた運動になるだろうと。例えば、参議院でそれが成立しても、衆議院で自民党が過半数をとっているところであるいは成立するかどうか。

ただ、冒頭にもうしあげましたけど、各國の被害者たちは一生懸命に状況が動くのを待つて、戦つてゐる訳です。そんな戦いに応えられるような日本の運動をつくり出さなくちやならない。それにはやはり、日本の足元から事実を掘り起こして、そしていろんな論争をしながらも一つの結論に結び付けるという運動になるだらうとおもいます。これは単に政治・戦後補償の問題に限らず、いわば運動の世界に新しい推進力を作り出すようなそういう運動になるのかかもしれないです。

(テープ起こし・尾関直子、まとめ・三輪淳一)

## 恒久平和議連役員一覧

■最高顧問 土井 たか子  
■顧問 鯨岡 兵輔 武村 正義  
■会長 浜四津 敏子 島山 由紀夫  
■副会長 上原 康助 近江 已記夫 久保 亘 中西 繢介 本岡 昭次  
田 英夫 吉岡 吉典 白浜 一良 鈴木 恒夫  
■幹事長 田中 甲  
■副幹事長 清水 澄子 石井 紘基  
■常任幹事 駆 浩 円 より子 大野 由利子 吉川 春子 松浪 健四郎  
大脇 雅子  
■事務局長 藤田 幸久  
■幹事 高橋 一郎 阪上 善秀 山口 泰明 仲道 俊哉 河野 太郎  
若林 正俊 畑 恵 (以上自由民主党)  
横路 孝弘 赤松 広隆 岩田 順介 大畠 章宏 五島 正規  
坂上 富男 佐々木 秀典 田中 慶秋 土肥 隆一 小沢 銳仁  
枝野 幸男 海江田 万里 金田 誠一 樽床 伸二 永井 英慈  
山本 孝史 家西 倍 石毛 錠子 岩国 哲人 生方 幸夫  
川内 博史 北村 哲男 桑原 豊 近藤 昭一 中川 正春  
中桐 伸五 葉山 峻 肥田 美代子 松本 惟子 山本 譲司  
奥田 健 岡田 克也  
竹村 泰子 今井 澄 斎藤 効 和田 洋子 山下 八州夫 築瀬 進  
小川 敏夫 郡司 彰 小宮山 洋子 高嶋 良充 谷林 正昭  
千葉 景子 松崎 俊久 (以上民主党)  
北側 一雄 東 順治 石井 啓一 上田 勇 福島 豊 池坊 保子  
白保 台一 中野 清 荒木 清寛 山下 栄一 大森 礼子  
河合 正智 田端 正広  
加藤 修一 高野 博師 海野 義孝 (以上公明党)  
木島 日出夫 阿部 幸代 八田 ひろ子 (以上日本共産党)  
北沢 清功 畠山 健治郎 濱田 健一 中川 智子 深田 肇  
保坂 展人 横光 克彦 辻元 清美  
山本 正和 三重野 栄子 照屋 寛徳 福島 瑞穂 (以上社会民主党)  
奥村 展三 (以上さきがけ)  
中田 宏 岩本 庄太 (以上無所属)

計110名

## 原 告 交 流 記

本村 直美

五月二〇日、広島高裁での裁判を控えた原告との交流会に参加した瞬間から、関釜裁判は私にとって決して伝聞体ではない、自分自身が実際に「体験」できたものとなつた。この「体験する」ということは、原告の痛みを共感し得たことで、私自身がその共感を通して得るものがあったということである。過去七年間の教師生活を振り返つてみると、当事者の痛みや心の叫びに共感することのないまま教壇に立ち、いかにその日一日だけの人権学習に汗を流してきたことかと思う。

「歌いナサイ!」「あなたも歌いナサイ!」と気さくに声をかけて下さった朴うじさんと李ヨリさんを囲んでの交流会で、いつのまにか私は旧知の仲間と久しぶりに出会つたような暖かさを感じていた。優しいまなざしと声とは相反するような言葉づかいから、ハルモニ達が幼い時に叩き込まれた当時の皇民化教育と強制労働での辛い待遇は容易に想像できた。メロディーは知つても歌詞が出てこない私に、早口で歌詞を告げる朴うじさんのタイミングの良

さに感嘆しながら、「なぜこんなに日本の歌を知っているんだろう?」という疑問が頭にある一方で、私とハルモニ達の心は歌を通してひとつになつていた。

ハルモニ達のいまだ覚めぬ悪夢のような青春時代と共に駆け抜けた歌を通して、その言葉では語り尽くせない痛烈な過去と、裁判を控えてその過去の扉を開かねばならないという心境に私は十分共感できた。

他者への共感が刺激して呼び起こすものに、「自己の再確認」という作業が挙げられるのではないかと思う。つまり、この共感を通して、「自分は何をしたいのか、どうのよう生きていいくのか、何を追求しているのか」といったようなことを自問自答することで、改めて自分を見つめ直すということである。交流会の後、そして、広島へ向かう新幹線の中で、それらの問い合わせ私の頭から離れなかつた。

列車の中で意見陳述の原稿を涙ながらに再確認する朴うじさん、裁判が始まる前、私の腕を引っ張つて「一つとや、人も知らない静岡の、麻糸会社は籠の鳥・・・」といふ哀しい歌を聞かさせてくれた李ヨリさん、傍聴席から原告側を心配げに見つめた時、私は微笑み返してくれたハルモニ達の姿、それらの光景は私の記憶の中に鮮明に刻み込まれた。そしてそれを思い出すたびに、

「私は何を求めていくのか」という問いかけが頭の中を駆け巡るのである。

関釜裁判での原告との交流を通して、私はハルモニ達から、かけがえのない大切な贈り物を頂いたような気がする。それは、「こんな私にも何かできるかもしかねない・・・」という自分に対する密やかな期待である。実際、ハルモニ達が「あなたも、何かやりナサイ!」と微笑んで私の背中をポンとたたいてくれたような気がするのだ。

新幹線の中で、李ヨリさんが、「日本人も半島の人もみな同じでしょ?」と私に同意を求めた。「半島の人」という言葉に心が痛みながらも、その答えを本当に真実のものにしていくために、ハルモニ達に押してもらったこの頼りない背中を伸ばしつつ、新しいヴィジョンが身体の底から湧き上がつてくるのを感じることができたのである。



5月20日 交流会にて

# 原告滯在記

朴山区の事情

花房恵美子

関釜裁判には十人の原告がいて、それぞれ違うが、私たちの目から見て最も精神的に脆弱だと感じられるのは朴山区さんである。

日本の軍需工場にいた時の空襲の恐怖と甘えるところのない極度の緊張からきた不眠症で緊張が続くと食欲がなくなり衰弱し入院して点滴してもらって何とか体力を回復するということを数ヶ月毎に繰り返してきた。

Aで活躍されている方だが、この間何度も朴山区さんの家をたずねて、彼女の話しせ聞き、励まして下さった。意見陳述の後で、「私の気持ちをそのまま通訳してくれたので最後まで話すことができた」と朴山区さんは姜さんに感謝していた。姜さんは「何度も通訳しているが今度ほど下手だったことはない。でも気持ちだけは伝えようと必死だった」と脱力状態だった。

裁判の後の報告集会で朴山区さんは「韓国では挺身隊は慰安婦と同じ意味なので、家族にも誰にも言えないで、ひつそり悩んで、病気になった」と発言し、大邸から応援に来ていた元「慰安婦」李容洙さんは怒つて退場した。次の集会の準備でごつた返している中を疲れている原告二人と広島の奥原さんに宿舎となつている庚午カトリックセンターに連れていつてもらつた。

お茶を飲みながら李容洙さんが怒つている事を、そしてなぜ怒つているかを伝えた。李ヨウさんは「私たちがどれほど辛い思いをしてきたことか」と反発し、朴山区さんは黙つて落ち込んだ。私は朴山区さんがち込んでいるのを見てオロオロした。

彼女は三人姉妹の末子で、男子が亡くな

夜の交流会は同じ場所で、「慰安婦」ハルモニ二人を含む大邸からの十三人を始め、福山・広島・山口・福岡の支援者と原告たちの計三五人位でおこなわれた。自己紹介の時に李容洙さんは「慰安婦と間違われて恥ずかしいと聞いて私は気分が悪かつた。慰安婦という名は日本政府がつけた名前で、恥ずかしいのは日本政府であつて、李容洙は恥ずかしくない」と語り、会場は緊張感に包まれた。固唾を飲んで皆が見守る中、朴山区さんは顔を紅潮させ唇を真一文字に結び李容洙さんの所へ歩いてきてビールをついだ。何故か皆ホントとして、思わず拍手が起き、緊張が緩んだ。後で朴山区さんに聞いた所、あのお酒を注ぎに行く行為は「ごめん。私が悪かった。」という意味だそうだ。私たちにもそれとわかつた。それからなんと言つてよいのか言葉が見つからなかつたそうだ。(いい交流会の準備と長時間の裏方を全て引き受けていただいた広島の方々に深く感謝したい。)

翌二二日の夜、福岡に帰つて支援する会メンバー五人でゆつくり朴山区さんの話をきいた。

彼女は三人姉妹の末子で、男子が亡くな

つて女子ばかりなので、お父さんに大変か  
わいがつてもらつたとのこと。日本から帰  
つた彼女は寝ないし、ブツブツと独り言を  
言いながら歩き回るので、お父さんは狐憑  
きになつたと心配して、良いと聞くとどん  
なに遠くても彼女を連れて、御払いをして  
もらいに行つたとの事。それですっかり財  
産を使い果たしたそうだ。最後には結婚で  
もさせたらよくなるかもしねないと十九歳  
で結婚させられた。父親はその年に亡くな  
つている。相手は学生で朴らじさんとつ  
て初恋でもあり幸わせだったようだが、不  
眠症で夜は寝ないで昼はぼーとしているも  
ので一年もしないで姑に実家に帰されてし  
まつたらしい。お互いに好きあつていた二  
人の別離は相当辛かつたようだ。

二十四歳で再婚するとき相手に「眠れな  
い病氣があつて戻された」と打ち明けたと  
の事。それを承知で結婚してくれたそうだ。  
もちろん勤労挺身隊だつたとは話していな  
い。母親はこの年に亡くなつた。夫は彼女  
が四十二歳の時死亡し、しかも事業に失敗  
していた。夫婦仲はよかつたらしい。話を  
聞きながら皆で彼女の人生を慈しんでいる  
ようなきもちになつた。

関釜裁判の挺身隊原告は一審の下関判決  
で韓国のマスコミに顔が出てしまつて地域  
社会に挺身隊であつた事が知られてしまつ  
た。家族にも数年前まで隠していたのに、  
近所の人、嫁の実家、子供の友人、教会の

人たちがテレビを見て「慰安婦」だつたの  
かと疑つているという。子供からは恥ずか  
しいから裁判を止めてくれといわれている  
人も数人いる。そういう反対を押し切つて、  
勝つ見込みのない裁判をやつても意味がな  
いのではないかと動搖し始めた釜山の仲間

を、ソウルに住む朴らじさんが熱い思いで  
引っ張ってきた。そして姜蓮淑さんも頑張  
つて欲しいと励ましてきた。

しかし日本人である私は深いため息をつ  
いてそばにいることしかできない。

いのは幼き日に受けた皇民化教育の桎梏の  
せいだろう。

朴らじさんが自らの「生」の意味、自身  
の闘いの意味を見出す事が出来たら、李容  
洙さんの闘いの地平でいまみえることが  
出来るのだろうと思う。

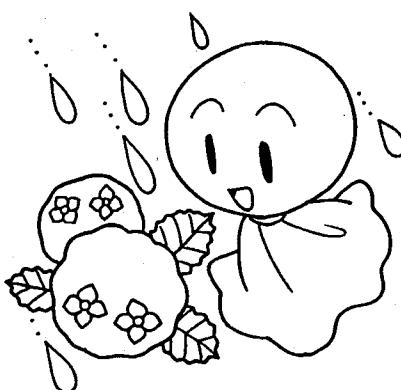
そして彼女のように心優しく心身の弱い  
人が心の傷を克服していく姿は、心的外傷  
を受けている多くの人々に勇気をあたえる  
ことだろう。

しかし日本人である私は深いため息をつ  
いてそばにいることしかできない。

閉ざされた悲しみ、閉ざされた痛みは二  
倍にも三倍にも大きくなるといわれる。

悲しみを自分の中に閉じ込め精神を病み、  
自らの生の意味、裁判をする意味を見出せ  
ないでいる朴らじさんとつて李容洙さん  
の怒りは重たからう。李容洙さんの見事な  
対応で朴らじさんは救われたのだ。私たち  
は韓国社会の「慰安婦」差別の底深さを思  
知らされた。

朴らじさんが自身の苦難の人生を自民族の  
苦難の歴史のなかに位置付ける事が出来な



## 大邱からの支援者とともに

△ ハルモニが残してくれた宿題

関釜裁判を支える福山連絡会代表

都築 寿美枝

五月二一日の口頭弁論の日、福山からは二二名の支援者と韓国大邱市から関釜裁判応援のために駆けつけた一三名のメンバーがいました。その内訳は戦時に日本軍の性奴隸にされた李容洙ハルモニ、金紛先ハルモニと、「ハルモニとともにする市民の集まり」のみなさんたちです。前回来られた朴頭理ハルモニが所属しているナムの家での出会いをきっかけに、李容洙ハルモニや大邱の市民の皆さんとのネットワークがあつたからです。一行は五月一九日から二四日までの間、関釜裁判支援を中心にして内各地で交流を深めて帰国されました。

（慰安婦と間違えられると思い…）の発言に李容洙ハルモニが不快感を表す。（後で詳しく述べる）  
弁護士会館での報告集会で団長の李貞善さんがいさつ、ソリグアンテ（学生達のサムルノリグループ）の演奏に同敷地内の裁判所職員も驚く。  
集会後、広島城の大本營跡を見学、マレーシアで中国系住民を虐殺した歩兵一一連隊の話とともに軍都広島の加害面を学習。夜はカトリックセンター庚午で広島や福岡のメンバーと交流。深夜は歌合戦に。

午前中、平和公園・資料館を見学。朝鮮関係の資料は特に熱心に見入る。チマチヨゴリの容洙ハルモニが山口の中学生と仲良

近くの韓国家庭料理の店「茶や」で朝食。調査会法學習会講師の朴在哲さんも交え、一瞬韓国にいるような錯覚に。宿舎に帰る道すがら、ハルモニの両脇を若者が暖かく囲む、限りなく優しいまなざし。

昼過ぎに福山へ、駅前でめいめいがショッピング。

ハルモニたちはお土産のど飴とヘーカラーを買い込む。午後、福山市解放会館で裁判の報告集会と交流会、二〇〇名が参加。「自分のことを元『従軍慰安婦』の…と前置きしなければならない」とほど嫌なことはない。わたしには李容洙という名前がある。」と言うハルモニの話に心が痛む。

朴在哲さんの講演後、ソリグアンテがまた熱演、たちまち韓日の踊りの輪となる。夜は福山のメンバーとの交流会。会員手作りの料理に舌つづみ。前回の大邱での交流会同様、明け方まで討論した人も。

金粉先ハルモニと風呂に入つたとき、ハルモニの下腹部のえぐれた傷痕を見る。「抵抗したとき、日本兵に切られた。おまえなんか死んでもいいと言つて切りつけられた。」話すハルモニの顔が歪む。黙つてハルモニの背中を流し続けた。

二一日

二二日

今回ハーデスケジュールにもかかわらず、若者たちのパワーをもらい、五泊六日を精力的に行動したハルモニに脱帽である。メンバーの中には今回初めて訪日した人もおり、「今まで自分がもつっていた日本のイメージと（いい意味で）違った。」と感想を伝えてくれた。日韓交流の輪が広がり、かけ橋がまた一本つながったような気がする。

しかし、今回わたしたちは大きな宿題をもらつた。元女子勤労挺身隊員の朴らしさの『慰安婦』と間違われたらいけないので挺身隊に行つていたとなかなか言い出せなかつた。』という言葉に日本軍性奴隸（日本軍慰安婦）にされた李容洙ハルモニが激怒したのである。報告集会のとき容洙ハルモニは「元『慰安婦』のハルモニがあなたたちを応援しに來たと朴らしさに伝えてくれ。」と感情を抑えきれない様子であった。一回目の朴らしさの意見陳述のとき同様のくだりがあり、隣にいた朴頭理ハルモニの眉毛がヒクヒクと動いたような気はしたのは私だけだろうか。女子勤労挺身隊に応募し、だまされて軍の性奴隸にされた被害者も多い中で、韓国では挺身隊＝慰

安婦」と解釈する人が多いようである。今は亡き姜徳景さんは女子勤労挺身隊として富山の軍需工場に行き、あまりのつらさに逃げ出したところを憲兵に捕らわれて山の中で強姦され、慰安所に送り込まれたのである。このような事実から「挺身隊」と「慰安婦」が同意義語として長く使われて来たのも無理からぬ事だと思う。しかし、韓国の運動団体の中でも、被害の実態から問題の本質を明らかにし、解決を図るために区別して使うべきだという考え方が広がつて来ている。

問題は、「慰安婦」と間違われて困る社会意識である。

韓国では儒教の影響から女性の貞操は命よりも大切と考える傾向があり、たとえ性暴力被害者であつても「純潔を失つた」

女性として見なされ、長い間被害者が名乗り出にくい状況にあつた。日本軍性奴隸被害者の多くが結婚できなかつたり、過去が知られて離婚したりしたケースがあるのもそのような影響からである。

もう一つの問題は、韓国内では日本軍性奴隸問題が挺身隊問題として八〇年代から社会的関心を呼び、運動的にも高まつて來ていることに比べ、女子勤労挺身隊問題は運動的にも、研究的にも遅れをとつていることである。そのため女子勤労挺身隊の実態が一般的に知られていない事もあり、「挺身隊」と「慰安婦」を区別して使う人はまだ少なく、「間違えられやすい」現状なのである。

八〇年代の民主化闘争の中で捕らえられた女子学生たちが官憲から受けた性暴力を告発するようになり、この問題が社会的

わたしたちが警戒しなければならないことは、被害の実態の違いを程度の差として認識し、被害者どおしの間に溝をつくり、分裂させることである。

部分的勝訴は導き出したものの、被害者どおしを分裂させる第一審判決の罪は重いと思う。人間の最高のプライバシーである性を踏みにじられた悔しさ、つらさ、みじめさを体験させられたハルモニの恨と、教育によつて洗脳され、思春期にひもじさと差別と空襲の恐怖にさらされ、民族としてのアイデンティーを奪われたハルモニの恨をどちらが重い、軽いと比べられるだろうか。

支援する私たちは被害者どおしが分裂させられないよう、お互いの被害の実態を知らせ、心の傷を思いやり、励まし合いながら同志として連帯していくようサポートしなければならないと思う。交流と学習の中で両者は共に日本の植民地政策の中で軍事目的の犠牲者にされたことを見抜くべきである。そのために私たちは今後の裁判支援闘争をさらに強化し、女子労働挺身隊問題を広く知らせ、ハルモニたちの学習や交流場面に積極的にかかわっていく

必要がある。

先は長い、しかしハルモニの寿命には限界がある。ハルモニの生きているうちに魂がやすらぐよう私たちができる最大限の努力を積み重ねて行きたい。  
それは自分自身のためでもある。

## 追悼・侯巧蓮さん

五月十一日に中国人元「慰安婦」被害者侯巧蓮さん（七一歳）が脳梗塞のため亡くなりました。

昨年七月福岡で初めて彼女の証言をお聞きして、朝鮮の被害者と違ひ慰安所制度というカモフラージュのない剥き出しの性暴力の被害者であること、そのことが慰安所制度の本質なのだと実感しました。

触れれば壊れそうなほど細く弱弱しい彼女が昨日の事のように過酷な体験を証言されるのを聞いて、傷の深さと被害の継続とをおもいしらされました。

お孫さんが「裁判で日本に行くまで祖母が笑ったのを見た事がなかつた。帰国して初めて笑つた。」と話していたそうです。

「ナヌムの家」消息誌を読んでいてもハルモニたちの生命力の衰えをひしひしと感じます。魂の癒しと和解を求めて私たちに手を差し伸べている「慰安婦」被害者の方々との出会いの一瞬一瞬を私たちは本当に大切にしていかねばならないと思います。(E山)



5月22日 庚午カトリックセニタ前

# 裁判の傍聴をお願いします

## 第3回口頭弁論

99年8月24日(火)  
午後1時30分より

来日されるのは、光州の方々です。

李順徳(イ・スンドク)さん  
元「慰安婦」原告

梁錦徳(ヤン・クンドク)さん  
挺身隊原告  
(三菱名古屋)

李金珠(イ・クムジュ)さん  
光州遺族会会长

## 広島高等裁判所

広島市中区八丁堀2番-43  
☎ 082-221-2411

福岡からは、新幹線と車の2つの交通手段に分かれて広島へ行きます。  
一緒に行かれる方は連絡下さい。

車で行く場合  
費用 5千円  
集合 午前8時30分  
九州キリスト教会館

\*傍聴者多数の場合は、抽選になります。早めにお越し下さい。

## 閨釜裁判を支援する会・活動日誌(27)

1999年

- 4月18日 「心的外傷と回復」第5回学習会、完了  
5月10日 「真相究明法の成立を!広島集会」の記者会見  
11日 第74回定例会  
20日 広島高裁での第2回口頭弁論参加のため、原告の朴LJさん、李YDさん付き添いの姜蓮叔さんが来日、弁護士と打ち合せ後、夜福岡で交流会  
21日 午後1時半より口頭弁論  
(90人傍聴のため抽選)  
2時半より報告集会を行い、その後真相究明の集会を6時まで夜、広島での交流集会と、真相究明法の成立に向けた活動者会議。  
22日 原告たち午前中広島を見物、その夜、福岡で朴LJさんの話を聞く  
23日 原告たち帰国

★お問い合わせ★

支援する会事務局が今回メールアドレスを取り得しました。E-mailでのお問い合わせ、ご連絡にご利用下さい。  
hanafusa@df6.so-net.ne.jp

- 6月2日 歴史の真実を明らかに全国キャンペーン!福岡実行委員会結成会議への呼びかけ文を各市民団体に発送  
4日 金順吉裁判傍聴後、長崎での立法化への署名を要請  
6日 九州各県の市民団体に立法化への取り組み要請文を発送  
9日 九州各県の市民団体に「歴史の真実を明らかに!全国キャンペーン」への取り組みに関する資料を発送  
15日 全国キャンペーン福岡実行委員会結成(20名参加)  
第75回定例会  
19~20日 ニュース28号編集作業  
27日 ニュース28号発送作業

## 閨釜裁判ニュース 28号

1999年6月27日発行  
編集作業人 井上由美 佐京拓子  
花房俊雄 花房恵美子  
日高明子

発行 戦後責任を問う 閨釜裁判を支援する会  
代表 松岡澄子 入江靖弘

会費 年間 3,000円  
郵便振替 01740-0-47678  
口座名 閨釜裁判を支援する会